

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	(単位：億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	90	100	△10	△10.0
うち 出 資	90	100	△10	△10.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	90	100	△10	△10.0

2. 財政投融资計画残高

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	(単位：億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,516	1,426	90	6.3
うち 出 資	1,516	1,426	90	6.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,516	1,426	90	6.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		330	330	—
(内訳)	支援企業に対する出資金等	330	330	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		330	330	—
(財源)	財政投融资	90	100	△10
	財政融資	—	—	—
	産業投資	90	100	△10
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	240	230	10
	政府保証（5年未満）	200	270	△70
	借入金等償還	△100	△170	70
	その他	140	130	10

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

本機構は、民間主導で投資案件の目利きを行い、民間の投資を促す「呼び水」となる資金供給を行うこととしており、民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況で公的資金を呼び水とした「民間資金の誘発効果」としての役割を担っている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

対象事業には、株式会社海外需要開拓支援機構支援基準（以下、「支援基準」）にて、本機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われる。また、民業補完に徹することを踏まえ、本機構からの出資は民間事業者との協調出資を原則とし、民業補完の観点から適切な出資比率としている。

[参考] 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(2) 収益性等の確保

②民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

2. 対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項

(3) 民業補完

①民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

②機構は、リスクが高く民間のみでは十分な実施が困難な事業に対し、率先してリスクを取って資金供給を行うこと。（他方、民間事業者等との適切なリスク共有にも留意すること。）

③民間資金・能力の積極的な活用及び民間主体の資本市場の確立を促進するため、民間事業者等から出資等の資金供給を出来るだけ多く確保すること。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

対象事業に対しては、株式会社海外需要開拓支援機構支援基準に基づき、事業計画を十分に検討した上で支援（出資等）を行う。支援後は、対象事業のモニタリングやハンズオン支援を通じた事業の成長を促した上で、最終的にEXIT（出資した株式の処分等）する。これにより、事業者の成長努力を通じた政策目的の実現を図

る。

[参考] 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

2. 対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項

(4) 民間のノウハウを最大限活用した運用と投資規律の確保

- ②保有する対象事業者に係る株式等の適切な処分の時期等を含めた事業計画等を十分に検討するとともに、投資後にはハンズオン支援を含むフォローアップを適切に実施すること。(なお、原則として対象事業活動を行う事業者が事業を主導すること。)

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

本機構は民間人材を活用した効率的・効果的な組織運営を基本とし、案件の組成時には投資の専門人材が事業面・収益面の検証を行う。その上で、海外需要開拓委員会(株式会社海外需要開拓支援機構法(平成25年法律第51号)に基づき社外取締役等で構成される中立的な機関)において、支援基準に定められた「収益性等の確保」についても検証・評価を行った上で、支援を決定する。

[参考] 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(2) 収益性等の確保以下の①から③のいずれも満たすこと。

①適切な執行体制の確保

公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

②民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

③取得する株式等の処分の蓋然性

支援決定を行ってから一定期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度においては、既存案件への追加投資に加え、累積損失の解消に向けて政策性・収益性の面で質の高い新規案件への投資を進めていく方針としているところ、これまでの支援決定実績等を踏まえつつ、本機構に寄せられている民間企業からのニーズ等も鑑み、必要な要求額としている。

(参考: 過去3か年の財政投融資の運用残額)

	4年度	5年度	6年度
運用残額	- 億円	- 億円	- 億円
運用残率	- %	- %	- %

(注) 「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

下記の事業を中心に、出資を主とした各種支援を実施。

○プラットフォーム整備型事業

日本の魅力ある商品・サービスが、海外需要（インバウンド含む）を獲得するための販売プラットフォームを構築。

例えば、海外の消費者が日本の地方の地場産品を手軽に入手できるプラットフォーム（代理購入、現地発送）事業、海外からの訪日観光客を呼び込む旅行プラットフォーム事業等。

○サプライチェーン整備型事業

川上から川下までの周辺産業が連携し、海外マーケットに日本の高品質な製品・サービスの提供を継続して行い、現地市場での競争力を保ち続けるための流通の幹を構築する。

例えば、海外現地のディストリビューターに出資を行い、その流通ネットワークを活用して日本の衣食住関連商品等の海外展開を推進する事業。

○地域企業等支援型事業

上記の事業とのタイアップや地域企業への投資等を通じて、地域の魅力を世界へ展開する。

これにより地域のものづくりを支え、地域の中堅・中小企業等の活躍の場を創り、中長期的なクールジャパンの基盤を維持・確立する。

(2) 必要とする金額の考え方

令和8年度においては、既存案件への追加投資に加え、累積損失の解消に向けて政策性・収益性の面で質の高い新規案件への投資を進めていく方針としているところ、これまでの支援決定実績等を踏まえつつ、本機構に寄せられている民間企業からのニーズ等も鑑み、必要な要求額としている。

(3) 見込まれる収益

本機構は民間人材を活用した効率的・効果的な運営を基本とし、案件組成にあたっては、専門人材が経済的・技術的な観点から慎重に評価する。加えて、出資の意思決定にあたっては、海外需要開拓委員会（株式会社海外需要開拓支援機構法（平成25年法律第51号）に基づき社外取締役等で構成される中立的な機関）により支援基準に定められた「収益性」及び「波及効果」等の観点から出資対象事業を公正かつ適切に評価し、十分なデューデリジェンスを通じた出資案件の詳細

分析も踏まえ、一定の収益性を見込んだうえで決定する。

〔参考〕 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(2) 収益性等の確保

以下の①から③のいずれも満たすこと。

①適切な執行体制の確保

公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

②民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

③取得する株式等の処分の蓋然性

支援決定を行ってから一定期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

(3) 波及効果

国内産業に裨益し、我が国経済に対して新たな付加価値をもたらすとともに、例えば次のような要素を一つ又は複数有する事業であること。

①様々な企業・業種との連携

海外における消費者に魅力ある商品又は役務を効果的に販売又は提供するため、単独の企業の事業展開ではなく、様々な企業・業種を超えた連携等があること。

②発信力

日本の魅力の発信により、事業を実施する国等の消費者の消費行動に相当程度の影響を与える可能性を有するもの又は、事業を実施する国等に留まらず当該国等を超えた市場への影響力を有するものであること。

③市場開拓の先駆け

未開拓の市場への進出、市場シェアの相当程度の拡大、地域の潜在力ある商品等の事業展開その他の海外における消費者の需要の開拓の先駆けとなるものであること。

④共同基盤

中堅・中小企業や若手クリエイターの個人事業者等が海外への事業展開を目指す場合に、その足がかりとして必要となる共同基盤を提供するものであること。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本機構においては、国からの産投出資のみならず、民間出資を適切に確保する。クールジャパン分野への民間投資を促す「呼び水」として、出資等の資金供給を行うこととしており、各案件への資金供給に際しては、民業補完に徹することを踏まえ、本機構からの出資は民間事業者との協調出資を原則としている。

令和7年3月末時点において、投資決定実績1,671億円に対し、民間からの協調投融资額は3,646億円と2倍以上の民間資金を誘発している。

2. リスク管理体制

- ① 投資決定については、個別の投資案件毎に民間人の社外取締役等により構成される海外需要開拓委員会が、中立的な観点から支援決定を判断する。また、政策的意義、収益性確保、波及効果の三つの基準に照らし投資判断を行う。回収見込額については、投資決定の際に海外需要開拓委員会において確認される。
- ② 支援基準において、本機構の目的の範囲内における投資の中で、適切な分散投資を行うことを規定しており、特定の事業に投資が集中し過度なリスクを招かないこととしている。
- ③ 投資案件の進捗管理については、支援中の全案件について、月次や四半期ごとに、投資先企業から事業状況の説明や財務情報の提供を受けている。また、社外取締役の派遣等によりリアルタイムでの状況把握を行っており、これらの情報を基に、月次で、クールジャパン機構においてモニタリング会議を実施し、追加的なハンズオン支援等の対応の必要性等を検討している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

プラットフォーム整備型事業、サプライチェーン整備型事業、地域企業等支援型事業を中心に、出資を主とした各種支援を実施する中で、令和 8 年度に組成される優良案件があり、産投出資と自己資金では賄えない場合に利用する。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

令和 8 年度の要求における政府保証借入金は 200 億円であり、そのうち借入金償還額は 100 億円、投資に利用可能な金額は 100 億円となっている。金額の規模としては、令和 8 年度においては、既存案件への追加投資に加え、累積損失の解消に向けて政策性・収益性の面で質の高い新規案件への投資を進めていく方針としているところ、これまでの支援決定実績や組織改革の進捗を踏まえつつ、必要な要求額としている。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」を踏まえ、スタートアップ等への投資、日本食輸出、インバウンド推進、エンタメ・コンテンツ産業での海外展開支援といった政策目的の実現に資する投資を行う。

<参考1>

経済財政運営と改革の基本方針2025

P15

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(4) 文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。

<参考2>

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

P28

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

世界に先駆けて超高齢化社会を迎え、災害にも直面する、我が国のピンチをチャンスに変えて、グローバルサウス諸国の成長する海外需要を取り込むべく、ヘルスケア・防災などの分野で、社会課題を解決する製品・サービスの開発と輸出の拡大に取り組む。

また、潜在力が高く伸びしろの大きい分野についても、農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化、エンタメ・コンテンツ産業でのクリエイターの育成支援や取引適正化・海外展開支援、地方におけるインバウンドの拡大を通じた観光産業の成長を促す。

P30

(3) 農林水産業・食品産業

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの3つの好循環の実現に向けて取り組むとともに、改正食料・農業・農村基本法に基づき、初動5年間で農業の構造転換を集中的・計画的に進める。

P32

(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、世界の人々を魅了して、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産である。実際、コンテンツ産業は、鉄鋼産業や半導体産業より大きな海外売上げを上げており、海外売上げは5兆円を超えて、日本の産業の中でも自動車産業に次ぐ存在になっている。また、コンテンツ産業は地域の中で育まれ、地方創生に寄与するの

と同時に、海外の活力を取り込むという観点からも重要である。我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。

P36

(5) 観光

2023年3月に閣議決定した観光立国推進基本計画に基づき、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円という目標の達成を目指し、持続可能な観光地域づくり、地方を中心としたインバウンド誘客、国内交流拡大に向けた施策を推進していく。

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和6年度決算は、売上高は、営業投資有価証券の売却収入を主な要因として、前期の35億円から383億円に増加。売上原価は、営業投資有価証券の売却原価を主な要因として、前期の53億円から339億円に増加した。これに販売費及び一般管理費27億円を加えた経常利益は15億円、更に法人税、住民税及び事業税を加えた当期純利益は15億円となった。

なお、当期の支援決定は計8件、212億円、投資実行額は126億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産合計	109,695百万円
負債合計	2,002百万円
純資産合計	107,692百万円

(2) 費用・収益の状況

収益：売上高	38,252百万円
営業外収益	0百万円
費用：売上原価	33,889百万円
販売費及び一般管理費	2,681百万円
営業外費用	172百万円
特別損失	53百万円
法人税等合計	△6百万円
当期純利益：	1,461百万円

※単位未満の端数は切り捨て表示